

ロケーション安否確認 利用規約

令和 7 年 12 月 19 日

KDDI 株式会社

目次

第1条 本利用規約の適用	3
第2条 本利用規約の変更	3
第3条 用語の定義	3
第4条 本サービス契約の単位	4
第5条 本サービス契約の成立	4
第6条 本サービス契約者の住所、連絡先等の変更	5
第7条 その他の本サービス契約者からの申出による契約の内容の変更	5
第8条 本サービス契約者の地位の継承	5
第9条 本サービス契約の譲渡の禁止	5
第10条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除	5
第11条 当社が行う本サービス契約の解除	5
第12条 本サービス契約解除後の効果	6
第13条 ID等の管理	6
第14条 データの取扱い	7
第15条 その他の本サービス契約者の義務	7
第16条 本サービス契約者の禁止事項	7
第17条 本サービスの制限	8
第18条 当社の免責事項	8
第19条 損害賠償	9
第20条 料金	9
第21条 割増金	10
第22条 延滞利息	10
第23条 知的財産権の取扱い	10
第24条 本サービス契約者の情報の取扱い	10
第25条 本サービスの変更、廃止等	11
第26条 当社の承諾の限界	11
第27条 反社会的勢力の排除	11
第28条 不可抗力	12
第29条 権利の不放棄	12
第30条 可分性	12
第31条 裁判管轄	12
第32条 準拠法	12
第33条 その他の提供条件	12
料金表	14

第1条 本利用規約の適用

KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）はこのロケーション安否確認利用規約（以下「本利用規約」といいます。）を定め、本利用規約のほか、当社が別に規定する KDDI Business ID 利用規約及び My KDDI Biz 総合利用規約に従い、これにより本サービス（第3条 用語の定義において定義します。）を提供します。

第2条 本利用規約の変更

当社は、民法の定めに従い、本利用規約を変更することができます。この場合、本サービスの料金その他の提供条件は、変更後の本利用規約によります。なお、当社は、変更後の本利用規約及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本利用規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第3条 用語の定義

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	「ロケーション安否確認」と称し、日本国内で安否確認機能及び災害情報の把握機能等を提供するサービス
本サービス申込者	本サービスの申込みを行うもの
本アプリ	本サービスを利用するためのアプリケーション
ライセンス	本サービスの利用許諾権
アプリ利用ライセンス	ライセンスのうち、本アプリにおけるログイン及びプライバシーポリシー等への同意を当社が確認できたもの
最大ライセンス数	料金月中にユーザポータルへ登録された最大のライセンスの数
本サービス契約	本利用規約に基づき、当社と本サービス契約者との間で締結される本サービスの提供に関する契約
本サービス契約者	当社と本サービス契約を締結している法人、又は法人に相当するもの
本サービス利用者	本サービスを利用するもの
本サービス設備	本サービスを提供する為に当社あるいは当社が業務を委託した第三者が調達、設計、構築及び運用を行うネットワーク、システム、ソフトウェア及び設備等の総称
ユーザコード	英字及び数字の組み合わせであって、当社が本サービス契約者に割り当てるもの
ID等	本サービスの利用において、本サービス契約者及び本サービス利用者を識別するための秘匿性のある ID、パスワード等（ユーザコードを含みます。）の総称
ユーザポータル	本サービスを利用する為に必要な各種機能を本サービス契約者に提供する Web ポータル
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じるもの及びこれらのものと密接な関わりを有するもの

第4条 本サービス契約の単位

当社は、1のユーザコードごとに1の本サービス契約を締結します。

第5条 本サービス契約の成立

本サービス申込者は、本サービス契約の申込をするときは、本利用規約のほか、当社が別に規定する KDDI Business ID 利用規約及び My KDDI Biz 総合利用規約に同意のうえ、当社所定の方法により申込をするものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービス設備に余裕がないとき又は申込を承諾することにより、当社の業務遂行上支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあるときは、その申込の承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込のあった本サービスを提供するために必要な本サービス設備を設置若しくは設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービス申込者が、当社の本サービス又は他のサービスにかかる料金その他当社に対する債務の支払いを現に若しくは過去に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本サービス申込者が、当社の本サービス又は他のサービスの約款及び規約等の規定に基づき、そのサービスの全部又は一部の利用を停止又は当社による契約の解除をされたことがあるとき。
 - (4) 本サービス申込者が、本サービスの申込にあたり虚偽の申告をしたとき。
 - (5) 本サービス申込者が、本利用規約並びに当社の他のサービスにかかる約款及び規約等の規定に違反したこと、又は違反するおそれがあるとき。
 - (6) 本サービスの申込を承諾することにより、当社の業務遂行上支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあるとき。
 - (7) その他当社が不適切と判断したとき。
- 4 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービス契約の申込を承諾いたしません。
 - (1) 本サービス申込者が法人、又は法人に相当するものと当社が認めるものではないとき。
 - (2) 本サービス申込者が日本国に登記されている法人でない、又は日本国に登記されている法人であっても法人としての活動実態が乏しいと当社が判断したとき。
 - (3) 本サービス申込者の代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、反社会的勢力に該当するとき。

- 5 当社は、本サービス契約の申込を承諾しなかった場合でも、申し込みを承諾しなかった理由を説明する義務を負いません。

第6条 本サービス契約者の住所、連絡先等の変更

- 本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出させていただきます。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出があった事実を証明する書類を本サービス契約者に提示していただくことがあります。
- 3 本サービス契約者が第1項の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときであっても、当社が本利用規約に規定する通知は、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなし、第1項の届出を怠ったこと又は事実と異なる届出を行ったことによって本サービス契約者に不利益が生じたとしても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条 その他の本サービス契約者からの申出による契約の内容の変更

- 前条のほか、本サービス契約者は、本サービス契約の内容を変更しようとするときは、当社所定の方法により当社へ申し出させていただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、本サービス契約について当社が別に規定する事項を変更することはできません。
- 3 当社は、第1項の申出があったときは、第5条 本サービス契約の成立 の規定に準じてその申出を取り扱います。

第8条 本サービス契約者の地位の継承

法人の合併又は分割により本サービス契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出させていただきます。この場合の届出については第6条本サービス契約者の住所、連絡先等の変更 第3項の規定に準じて取り扱います。

第9条 本サービス契約の譲渡の禁止

本サービス契約者は、本サービス契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供することができないものとします。

第10条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除

本サービス契約者は、本サービスの契約の有効期間中に本サービス契約を解除しようとするときは、その旨を当社所定の方法により通知していただきます。

第11条 当社が行う本サービス契約の解除

当社は、本サービス契約者が本利用規約に違反し、書面により相当期間を定めた催告を行った後、なおその違反が是正されないときは、本サービス契約の一部又は全部を解除することがあります。

- 2 第 17 条 本サービスの制限 第 1 項 第(3)号又は第(4)号 の規定に従い本サービスの一部又は全部を制限された本サービス契約者がなおその制限に至った事由を解消しない場合は、当社は本サービス契約の一部又は全部を解除することがあります。
- 3 前二項のほか、当社は、本サービス契約者について、次の各号のいずれかに該当する場合に本サービス契約の一部又は全部を解除することがあります。
 - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てその他これらに類する事由が生じたとき。
 - (2) 支払不能若しくは支払停止となり又は自己振出の手形又は小切手が不渡りとなつたとき若しくは電子交換所の取引停止処分がなされたとき
 - (3) 仮差押え、差押え若しくは仮処分の命令・通知が発送され、強制執行、担保権実行の手続きの開始、競売の申し立てを受け、又は滞納処分をうけたとき
 - (4) 当社との契約における契約違反、当社に対する背信行為があつたとき
 - (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - (6) 監督官庁より営業停止又は免許取消等の処分をうけたとき
 - (7) 代表者、役員、従業員その他の関係者が、反社会的勢力に該当することが判明したとき
 - (8) 第 28 条 不可抗力 に規定する原因により、当社が本サービスの提供を継続することができなくなったとき。
 - (9) その他、本サービス契約の継続を困難とする事由が発生したとき。
- 4 前三項の規定により当社が本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社はそのことを本サービス契約者に通知します。ただし、緊急の場合又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条 本サービス契約解除後の効果

本サービス契約の解除後も、第 9 条 本サービス契約の譲渡の禁止、本条、第 13 条 ID 等の管理、第 15 条 その他の本サービス契約者の義務 第 2 項乃至第 3 項、第 18 条 当社の免責事項乃至第 23 条 知的財産権の取扱い、第 27 条 反社会的勢力の排除乃至第 32 条 準拠法はなお有効に存続するものとし、その時現に発生していた本サービス契約者の債務はなお効力を有するものとします。

第13条 ID 等の管理

ID 等の管理及び保管は、本サービス契約者の責任及び費用で行うものとし、本サービス契約者以外の第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、又は質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

- 2 当社は、本サービス契約者による ID 等の管理不足、使用上の過誤及び第三者の使用による損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 3 本サービス契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当社に届け出るとともに、当社の指示に従うものとします。
 - (1) ID 等を紛失したとき
 - (2) ID 等が盗難にあったとき
 - (3) ID 等が正常に機能しないとき

- (4) ID 等が第三者により使用されていることが判明したとき
- 4 前項の届出があった場合、当社は、ID 等の第三者による使用その他の不正使用を防ぎ、また、本サービス契約者による本サービスの適正な利用を維持すべく対処しますが、それらの効果を有することを保証し又はそれらを行う義務を負うものではありません。
 - 5 当社は、本サービスの不具合や障害が発生した場合、法令の定めに基づく開示請求があった場合、その他当社が本サービスの管理運営上必要と判断した場合には、ID 等を用いて本サービス上の確認を行うことができるものとします。

第14条 データの取扱い

本サービス契約者は、本サービスの利用にあたり、本サービスに登録及び保存しているデータについて、本サービス契約者が必要と判断したものを、自らの責任及び費用負担において保存するものとします。

- 2 当社は、本サービス契約が終了し、又は当社所定の保存期間が経過した場合、本サービスに登録及び保存されているデータを、当社の判断により削除することがあり、本サービス契約者はそのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 本サービス契約者は、本サービス契約が終了するときには、本サービス契約者に関するデータを、自らの責任及び費用負担において必要に応じ自己の記録媒体にダウンロードする等して保存するものとします。

第15条 その他の本サービス契約者の義務

本サービス契約者は、本サービスを利用できなくなったときは、当該サービスに関する自己の設備又は他のサービスに故障がないことを確認したうえで、当社へ申告していただきます。

- 2 本サービス契約者は、本サービスの利用に関わるセキュリティ上の侵害又は漏洩その他の事故を検知した場合は、遅滞なく当社に通知していただきます。なお、当該侵害又は漏洩について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
- 3 本サービス契約者は、本サービス契約者の全部又は一部を本サービス契約者以外の者（本サービス利用者を含みます。）に使用させる場合は、その本サービスを使用する者に対し本利用規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課していただきます。またこの場合に、本サービス契約者は、その本サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。

第16条 本サービス契約者の禁止事項

本サービス契約者は、以下各号に規定する行為を行ってはならず、また第三者に行わせてはならないものとします。

- (1) 本サービス契約者が、本サービスを第三者に再販売や利用許諾する行為。
- (2) 本サービス設備の運営に妨害若しくは支障を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- (3) 本サービスに関し当社が本サービス契約者に対し提供する文書等の用法に反する行為。
- (4) 不正の意図を持って本サービスを利用する行為。

- (5) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (8) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、又はこれを誘発する行為。
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関し法令に違反する行為。
- (11) 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への勧誘又は寄付、献金を求める行為。
- (12) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- (13) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- (14) 本サービスを利用し、不当に第三者のネットワーク又はシステムに侵入する行為又はそのおそれのある行為。
- (15) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんし、又は不当に消去する行為。
- (16) 自己以外のものになりますまして本サービス契約を利用する行為。
- (17) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為。
- (18) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書などを送信し、記載し、又は掲載する行為。
- (19) 犯罪行為、売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- (20) その他法令又は本利用規約に違反する行為。
- (21) 前各号に準じる行為又は前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為。

第17条 本サービスの制限

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約者に対する本サービスの一部又は全部の利用を制限（本サービスの一部又は全部を中止し、又は停止することを含みます。以下同様とします。）することができます。

- (1) 本サービスの保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第28条 不可抗力に基づき本サービスの利用が制限されたとき。
 - (3) 本サービス契約者が第16条 本サービス契約者の禁止事項に違反していることを当社が認識したとき。
 - (4) 本サービス契約者が本サービス契約を使用して行う通信が、当社及び他社の他のサービス等の運営に支障を来たしている又は来たすおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 前項の規定により本サービスの利用を制限するときは、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条 当社の免責事項

当社は、本サービスに登録及び保存されているデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスの内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスの利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任を負わないものとします。
- 3 本サービスが本サービス契約者の自己の事業、業務その他の目的を達成するために資するものかどうかは、本サービス契約者の責任で判断いただきます。本サービスを使用する、又は使用できなかつたことで本サービス契約者がその目的を達成することができなかつたとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。
- 4 本サービス契約者は、インターネットサービスその他本サービス契約者が本サービスと一体的に利用しているサービスの停止又は技術的な事項の変更等、本サービス以外を起因とした理由により本サービスが正常に利用できない場合があることについて、あらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスが利用できることによる料金の返還及び契約者にかかる一切の損害を賠償しないものとします。
- 5 本サービス契約者による本サービスの利用に起因して本サービス契約者が第三者に損害等を与える、又は第三者との間で紛争を生じさせた場合であっても、本サービス契約者の責任と費用負担において一切を処理、解決し、当社には何らの迷惑をかけないものとし、当社が当該紛争等により損害を被った場合、本サービス契約者が当社に対しその損害を賠償するものとします。

第19条 損害賠償

当社は、本サービスを提供すべき場合において、本サービス契約者が本サービスの利用できなかつたときは、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当該本サービス契約者の損害を賠償する責任を一切負わないものとします。その他、当社は本サービスや本サービス契約に関し、当社に故意又は重過失がある場合を除き責任を負わないものとし、損害の法的性質にかかわらず、損害賠償義務を負う場合でも、その金額は損害発生前3ヶ月間に当社が受領した本サービスの料金を上限とします。

第20条 料金

本サービスの料金には、基本利用料（料金表 第2 基本利用料に定める料金をいいます。以下同じとします。）があります。

- 2 本サービス契約者は、前項に規定する利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、当社が別に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特段の事情があるときは、当社は、本サービス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 前項の規定において、本サービス契約者は、第17条 本サービスの制限に従い当社が本サービスの一部又は全部の利用を制限した場合を含め、本サービスを利用できなかつた期間中でも料金の支払を要します。

- 4 本サービス契約者は、前各項に規定する料金について、当社が別で規定する期日までに、当社所定の方法により支払うものとします。なお、振り込みにかかる手数料は本サービス契約者が負担するものとします。
- 5 当社は、本サービス契約者が支払った金額について、その充当すべき料金の指定がないときは、当社が別に規定する順序で充当します。
- 6 前各項の規定にかかわらず、当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、これにより本サービスの提供に支障が生じると判断したときは、臨時に、その料金を減免することがあります。

第21条 割増金

本サービス契約者は、第 20 条 料金 に規定する料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第22条 延滞利息

本サービス契約者は、延滞利息を除き、第 20 条 料金 のほか当社に支払うべき金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、その期間が閏年を含む期間であるか否かにかかわらず 1 年を 365 日として、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第23条 知的財産権の取扱い

本サービスに関する著作権等を含む一切の知的財産権その他の権利は、当社又は当社に対して使用許諾を行っている第三者に帰属します。

- 2 本サービス契約者は、本サービスを次のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外で使用しない又は使用させないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 当社又は当社に対して使用許諾を行っている第三者が表示した著作権・商標権等の表示を削除又は変更しないこと。

第24条 本サービス契約者及び本サービス利用者の情報の取扱い

本サービス契約者は、本サービス契約者及び本サービス利用者の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、電子メールアドレス又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

- 2 当社は、前項で取得した情報を、本サービス契約の締結及び履行、料金等の請求その他本サービスの提供に関わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、これらの情報については第 6 条 本サービス契約者の住所、連絡先等の変更を準用して適用するものとします。
- 3 当社は本サービス契約の締結及び履行、料金等の請求その他本サービスの提供に関わる業務の遂行上必要となる範囲において、前項に規定する情報の取り扱いを第三者に委託することができます。

- 4 前各項のほか、本サービスに関して取得した本サービス契約者及び本サービス利用者に関する情報（第1項に記載した情報を含みますが、これらに限られないものとします。以下、総称して「本件情報」といいます。）の取得及び取扱いについては、別途当社の規定する「KDDI プライバシーポリシー（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）」が適用されます。
- 5 前各項のほか、本アプリを利用する本サービス利用者に関する本件情報の取得及び取扱いについては、別途当社の規定する「ロケーション安否確認アプリに関するアプリケーション・プライバシーポリシー（https://www.kddi.com/app-policy/ios/app-policy-abst-LocationAnpi_app.html）又は（https://www.kddi.com/app-policy/android/app-policy-abst-LocationAnpi_app.html）」が適用されます。
- 6 本サービス契約者は、当社が本件情報を本利用規約に基づき取り扱うことについて、本サービス利用者に承諾させたうえで、本サービス利用者に本サービスを利用させるものとします。

第25条 本サービスの変更、廃止等

当社は、当社又は本サービス契約者の責めによらない理由により本サービスの全部又は一部の提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、その本サービスの全部若しくは一部を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部の廃止を行なうことがあります。

ただし、本サービスについて、本サービス契約者から本サービス契約の全部又は一部を解除する旨の通知があったときはこの限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、現に提供中の本サービスの全部又は一部についてその提供条件の変更又は廃止をするときは、あらかじめ、そのことを本サービス契約者に通知します。ただし、その本サービス契約者が現に受けている本サービス契約の一部又は全部について、その同一条件での提供を当社が継続しつつ、第5条 本サービス契約の成立に規定する承諾を新たに行なうことを止めるときは、この限りではありません。

第26条 当社の承諾の限界

当社は、本サービス契約者から本利用規約の定めに基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないときがあります。この場合は、その理由をその請求をした本サービス契約者に通知します。

第27条 反社会的勢力の排除

当社及び本サービス契約者は、それぞれ互いに対し、反社会的勢力のいずれでもなく、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 2 当社及び本サービス契約者は、相手方及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが次の各号に該当する場合、何らの催告を要さずに本サービス契約を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしてい
ると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、当社に対し、詐取、暴力的行為、又は脅迫的言辞
を用いたとき。
- 3 前項の規定により本サービス契約を解除した場合には、解除された相手方に損害が
生じても、解除をした当事者は何らこれに対する賠償及び補償をいたしません。

第28条 不可抗力

当社は、本利用規約に基づく義務の履行遅延又は履行不能について、かかる遅延又
は不履行が当社の合理的な支配に及ばない原因によるものである場合には、一切の
責任を負いません。かかる原因には、天災、労働紛争その他の産業騒乱、停電、公
共サービスの停止、ウイルス又は疾病・伝染病の蔓延、その他の通信・インターネ
ットを含むインフラの障害、地震、嵐等の自然現象、封鎖、通商停止、暴動、法令・
ガイドラインの制定又は改変、政府の行為、命令又は指導、第三者の債務不履行又
は不法行為、テロ行為、及び戦争が含まれます。

第29条 権利の不放棄

当社が本利用規約のいずれの規定に基づく権利を行使しない場合でも、そのことが
かかる規定に基づく権利を当社が現在又は将来において放棄することにはならず、
また、後にかかる規定に基づく権利を当社が行使したときに当社の権利は何らの制
限もされないものとします。

第30条 可分性

本利用規約のいずれかの部分が無効又は執行不能と解釈された場合であっても、本
利用規約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

- 2 前項の場合に、無効又は執行不能とされた部分は、かかる部分の本来の効果及び意
図に従って解釈されるものとします。かかる解釈が不可能な場合には、無効又は執
行不能とされた部分は本利用規約から分離されますが、本利用規約の残余の部分は
引き続き完全な効力を有するものとします。

第31条 裁判管轄

本サービス契約者との間で本利用規約の内容について疑義又は本サービスに関して
争いが生じた場合には、誠意をもって協議することとしますが、それでもなお解決
しない場合には東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条 準拠法

本利用規約は、日本国の法令に基づき解釈されます。

第33条 その他の提供条件

本サービス契約及び本サービスにかかるその他の提供条件については、当社が別に
規定するところによります。

- 2 KDDI Business ID の提供条件については、その料金含め当社が別に規定する KDDI Business ID 利用規約が本利用規約に優先して本サービス契約者に対して適用されます。
- 3 My KDDI Biz 総合の提供条件については、その料金含め当社が別に規定する My KDDI Biz 総合利用規約が本利用規約に優先して本サービス契約者に対して適用されます。

料金表

第1 通則

1 料金の計算方法

- (1) 当社は、料金は、料金月に従って計算します。
- (2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 当社は、料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- (4) 当社は、当社が本サービスの提供を開始した日が属する月の翌月から起算して本サービス契約が終了した日が属する月までの間の期間について、料金表 第2 基本利用料2 料金額に定める基本利用料を本サービス契約者に請求します。(ただし、当社が本サービスの提供を開始した日が属する月と同一の月中に本サービス契約が終了した場合、本サービス契約者は1料金月に対応する料金等を支払うものとします。)
- (5) 当社は、料金その他の計算については、税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)により行います。
- (6) 当社は、基本利用料についての日割りは行いません。

2 端数処理

- (1) 当社は、料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

3 少額料金の翌月払い

当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

4 消費税相当額の加算

第20条 料金その他本利用規約の規定により、支払いを要するものとされている料金の額は、本利用規約に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

5 料金等の請求

本サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、本利用規約、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き(<https://biz.kddi.com/support/payment/>)」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB d e 請求書ご利用規約」、又は「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第2 基本利用料

1 適用

本サービスに係る基本利用料の適用については第20条 料金の規定の他、次のとおりとします。

区分	内容
(1) 本サービスに係るサービス利用料の算定	<p>ア 本サービスに係る基本利用料は、料金表 第2基本利用料2 料金額に定めるライセンスの種別、単価、及び最大ライセンス数に基づき算定します。</p> <p>イ 本サービスに係る基本利用料は、料金表 第2基本利用料2 料金額のアに定める単価に、対応するライセンス種別の最大ライセンス数を乗じた額と、イに定める単価に、対応するライセンス種別の最大ライセンス数を乗じた額とを合算した額とします。ただし、イに定める単価は、対応するライセンス種別の最大ライセンス数の区分に応じて、アプリ利用ライセンスの数すべてに適用されるものとします。</p>

2 料金額

(1) 基本利用料

ア イ以外のもの

当社が別に定める様式で提示する金額とします。

イ アプリ利用ライセンス

当社が別に定める様式で提示する金額とします。

附則

(実施期日)

この利用規約は、令和 7 年 12 月 19 日から実施します。